

吉備国際大学  
政策マネジメント学部研究紀要  
第3号, 43-58, 2007

## インターネットにおける匿名性はいかに正当化されるか？

大谷 卓史

How Anonymity in Cyberspace Is Ethically Justified?

Takushi OTANI

キーワード：情報倫理学 (information ethics), 匿名性 (anonymity), 自律 (autonomy),  
プライバシー (privacy)

### 1. 問題設定

本稿においては、匿名性 (anonymity) とは何であって、いかに正当化されるか、倫理的観点から考察する。

インターネットにおける匿名性に関しては、匿名掲示板によるコミュニケーションや発言が問題とされることが多かった。しかしながら、匿名掲示板に限らず、情報技術者や情報技術研究者は、匿名性や仮名性 (pseudonymity) を実現するさまざまな新技術や新プロトコルを提案し、開発してきた。匿名リメイラーや匿名P2Pファイル共有ソフトウェアは、表現・言論の自由やプライバシー保護の観点から重要だとして、多くの工学者が研究を進めている<sup>1)</sup>。

法学者の議論においても、匿名性を擁護する立場は根強い。匿名の禁止は表現・言論の抑止をもたらすとする松井の議論や、インターネット上の行為において匿名でいることは困難になりつつあるからこ

そ、むしろこの社会の中で「匿名でいる権利」という意味でのプライバシー権は重要だとする、酒匂の見解がある<sup>2)</sup>。とくに酒匂の主張は、インターネットの特性を考慮している点で重要な指摘であると、私は考える。

千代原は、①匿名表現による発言の機会の保証が、多数派による弾圧や報復を恐れる少数派や内部告発者にとって重要であるという視点に加え、②匿名禁止によって名誉毀損的言論や不正アクセスが現在よりも少なくなるか疑問であるという理由から、匿名性を擁護する<sup>3)</sup>。

その一方で、インターネットにおける匿名性否定論もある。日本では、匿名掲示板における名誉や信用を毀損したとする、いわゆる「動物病院対2ちゃんねる」事件や「DHC対2ちゃんねる」事件において、東京高裁および東京地裁は、インターネットの匿名性が無責任な権利侵害の言論を助長していると指摘し、被害拡大の防止義務があったとして匿名

掲示板の管理者に賠償責任を認めている。また、法学者の加賀山と藤井は、匿名言論に対して否定的見解を取っている<sup>4)</sup>。2ちゃんねるは、これらの裁判後サーバへの接続記録（ログ）を保存し、警察や裁判所などの正式な要請があれば提出に応じると、運用方針を変更した<sup>5)</sup>。

否定・肯定に単純には立たず、そのよい面と悪い面に光を当てようという態度も見られる。たとえば、インターネットにおける匿名性は情報民主制を実現する重要な要素であるものの、放恣な匿名性は自律的なコントロールを脅かし、その結果政治システムの介入が強まって、電子的なパノプティコン（監視施設）の構築が進むかもしれないという見通しは、きわめて穏当なものだろう<sup>6)</sup>。匿名性に対してどのように自律的コントロールを導入するか、いざというときに犯罪捜査が可能になるにはどうすればよいかなどの実践的課題についても提案がある。これらの提案については、本稿の議論を進める中で紹介していく。

しかし、これらの議論は、匿名性とは何か、なぜ匿名性は価値があるのかという哲学的・倫理的な問いに関しては、十分であるとはいえない。プライバシーの観点から匿名性に触れる哲学的議論もあるものの、匿名性を正面から論じた論考は少数である。本稿では、Nissenbaum や Westin を手がかりに「公共空間におけるプライバシー」として匿名性をとらえて、プライバシーと匿名性の関係を明らかにしたうえで、プライバシーの一状態である匿名性が倫理的にどのように正当化されるかを論じる。本稿では、匿名性は、プライバシーと同様自律（autonomy）の重要な側面であると理解すべきという立場に立つ。そのうえで、実践的課題に関して若干の検討を行う。

現在のところ匿名性に関連する用語や概念に関する普遍的な合意は存在しない。谷口らがあげる例を使えば、日本語で「匿名」の反対語として一般的に

「実名」というとき、氏名だけを指すのか、氏名に限らない身元情報の総体（英語における identity）を指すのか不分明なことが少なくない。同じく谷口の挙げる例では、ID が identity を指すのか、identifier（識別子）を指すのか明確ではない場合もある。後者の場合、単なる仮名（pseudonym）とも呼ばれる<sup>7)</sup>。

また、インターネットの匿名化技術を研究する Pfizmann らに加えて、法学者の Post も指摘するように、普遍的合意が困難である理由の一端に、匿名性が文脈依存的である事実がある<sup>8)</sup>。たとえば、匿名性は攻撃者の視点から見て相対的である。攻撃者が匿名性を破るためにどの程度の技術水準を用いて、どの程度のコストをかけるかによって、匿名性のレベルは大きく変動する<sup>9)</sup>。ある技術水準では匿名であったとしても、高いコストをかけて攻撃を加えれば、誰が行為者であるか、誰が情報の発信者・受信者であるかが明らかになるだろう。その意味では、攻撃者の技術水準とコストの文脈が定義されない限り、匿名性について厳密な定義は困難ということになる。

しかしながら、匿名性に関する学問的議論が定義や了解なしに進められることも望ましいことではない。とくに、匿名性がわれわれの価値や社会にとってどのような意義を有するか議論する哲学・倫理学、法哲学、社会学などの分野においては、致命的な議論の混乱を招くだろう。

現在のところ、匿名性に関しては、Pfizmann らや Cameron<sup>10)</sup>、谷口らによる技術的／数学的アプローチによる定義に加え、Nissenbaum による哲学的・倫理的観点からの定義<sup>11)</sup>、Marx<sup>12)</sup>による監視・プライバシーの社会学の視点からの定義、Fromkin<sup>13)</sup>や Post などの法学者による定義が存在する。

いずれも有意義な考察や示唆を含むものの、本稿では、Pfizmann らによる定義を主に参照しながら

ら、哲学や倫理学で十分に使用できるように、匿名性とその関連用語について分析を行う。Pfizmannらの定義を取り上げるのは、彼らの用語の定義が匿名性に関連する概念を明確に切り分け、明晰であることによる。ただし、彼らの定義は数学的／技術的分析や応用において有用ではあろうが、われわれの直観との結びつきにやや弱い面がある。倫理学・哲学や社会学、法学における匿名性とその関連概念に関する整理は、われわれの日常的な直観とこれらの用語とを接続するうえで非常に重要である。

## 2. Pfizmannらによる匿名性と関連概念の定義

Pfizmannらは、オンラインで匿名性を実現する技術に関する主要な工学論文を分析し、匿名性やその関連概念に関して数学的・技術的定義を与えた。彼らによれば、匿名性は、攻撃者から見て、発信者や受信者、メッセージの関係がどうあるかを意味する。そして、匿名性は文脈依存的であって、攻撃者の技術水準やかけうるコストによって、変動しうる。

彼らが分析するのは、発信者が受信者に対してメッセージを送信するインターネットコミュニケーションの例である。送信者や受信者が匿名であるとは、ほかの可能的な送信者や受信者から区別されず、可能的な送信者や受信者の集合（匿名性集合 anonymity set）に彼らが属しているときであるとされる。この集合が大きいほど、また、各主体がメッセージを発信・受信する頻度が均等に与えられていればいるほど、匿名性は高くなる<sup>14)</sup>。

匿名性を実現する重要な性質は、非連結可能性（unlinkability）と非観察可能性（unobservability）である。攻撃者から見て、システム内部の着目する対象とほかの対象との関連性（連結）を知ることが難しければ、非連結可能性が高いとされる。たとえば、発信者とメッセージが連結していることを知ることが難しい、すなわち発信者とメッセージの間の

非連結可能性が高ければ、発信者は匿名である。受信者に関しても同様である。また、発信者とメッセージの間、または／そして受信者とメッセージの間に連結可能性があっても、発信者と受信者の間に非連結可能性があれば、関係匿名性があるとされる<sup>15)</sup>。

発信者や受信者がメッセージを受け取ったかどうか攻撃者によっては観察できない場合には、発信者や受信者の非観察可能性が高いとされる。可能な発信者の集合と可能な受信者の集合の間でメッセージが交換されたかどうかわからない場合には、関係非観察可能性が高いとされる<sup>16)</sup>。

さらに、Pfizmannらは進んで、仮名（pseudonyms）を用いる仮名性（pseudonymity）について考察を加える。彼らが考える仮名とは、デジタル署名のように、発信者や受信者に対して与えられる一意の文字列である。仮名性は、完全な匿名性と説明責任（accountability）との間に広がる領域で、程度の違いがあるとされる。仮名と発信者・受信者の間の連結可能性が高いか低いかによって、発信者や受信者の匿名性の程度が決まってくる<sup>17)</sup>。

仮名の匿名性は、次の2つの要素によって変わってくる。第一に、仮名と個人との連想が容易にできるかどうかという要素がある。公共的に知られている、もしくは知りうる番号を仮名に使用すれば、個人は特定しやすい。たとえば、米国における社会保障番号や、電話帳に載った自分の電話番号を仮名にした場合である。次に、特定の個人や集団にはそれが誰であるか明らかであるものの、ほかの人々にはわかりにくい仮名もある。ある人の銀行の口座番号を仮名とするならば、その口座のある銀行の有資格者ならば知ることができる。最後に、まったくのランダムな数字などを使えば、その仮名から個人を特定することが難しくなる<sup>18)</sup>。

第二に、個人そのものに対して仮名を与えるか、それとも役割・関係などによって仮名を変えるかに

よって、匿名性の程度は変わる。個人に与えられる仮名 (personal pseudonyms) はもっとも匿名性が低く、発信者と受信者の役割 (役割仮名 role pseudonyms) もしくは発信者・受信者との関係によって変更される仮名 (関係仮名 relationship pseudonyms) はそれよりも匿名性が高い。この場合、同じ役割の場合には、どのような対象に対しても同じ仮名を用いるし、同じ関係の場合には、どのような役割であっても同じ仮名を用いる。これに対して、自分の役割と相手との関係のどちらかが違えば、別の仮名を用いる役割・関係仮名 (role-relationship pseudonyms) は、さらに匿名性が高くなる。もっとも匿名性が高いのは、トランザクションごとに仮名を切り替えるトランザクション仮名 (transaction pseudonyms) である<sup>19)</sup>。

われわれが日常生活で使う「匿名性」ということばが、上記のように定義された匿名性と仮名性とをいずれもカバーする意味をもっていることは、明らかである。実名を隠すことだけに仮名が使用されることもあって、この場合には、仮名性が実現されても結局のところ匿名ではない場合も考えられる。したがって、匿名性と仮名性は混同されるべきではない。

Pfizmann らの分析から明らかなように、非連結可能性と非観察不可能性がどの程度実現されているかによって、匿名の程度が変わる。この議論によって、匿名性を実現しようとする場合、工学的にどのような条件を満たすべきかが解明された。次に、社会的場面において、われわれは匿名性によってわれわれは何を実現したいと考えるのか、また、何を恐れるのかを考察しよう。

### 3. 非到達可能性と追跡不可能性から見た仮名性と匿名性

本節では、匿名性が必要とされたり、逆に非難されたりする場面に関する哲学および法学における議

論を見て、われわれが仮名性や匿名性の何に期待し、何を恐れるのかを明らかにする。

匿名性に関して考察を行った倫理学者・法哲学者の Nissenbaum によれば、匿名性が許容できる、もしくは必要であるとされる社会的状況において、われわれは匿名性によって説明責任なしに行為し、取引し、参加できる安全な方法を手に入れる。彼女の引く例を紹介すれば、家庭内暴力の問題や HIV などの性感染症への懸念、自殺願望など、社会的に負の徴を押された問題 (socially stigmatized problems) を抱えた人々は、匿名性によって好奇の目にさらされたり、社会的な圧迫を受けたりすることなく助力を得ることができる。また、匿名性によって、煩い広告や客引きに煩わされずインターネット・コミュニケーションに参加できる。とくに子どもが食物にされる危険性を減ぜられる。ピアレビューや内部告発などの社会制度を支えるのも匿名性である<sup>20)</sup>。

これらのケースでは、匿名性は、名前を隠せることが重要なのではなく、説明や謝罪、刑罰、責任、支払いを要求される可能性から逃れられる点に意義がある。名前を隠すことは、これらの義務から逃れられたための手段に過ぎない。つまり、匿名性は無名性 (namelessness) を提供するだけでは意味がなく、「非到達可能性 (unreachability)」を提供しなければならない<sup>21)</sup>。

無名性は匿名性を意味しないことは、以下のことを考えれば明らかだろう。無名にとどまったとしても、住所や電話番号、学生証番号、社会保険番号など、本人を識別できる知識を知ることができれば、それが誰であるか明らかになる。また、年収がいくらであって、どのような職業につき、どのような自動車に乗っていて、休日に行く趣味はどのようなもので、どのような傾向の書物を好み、どのような音楽・映画を楽しみ、よく立ち寄る店はどこかなどの個人に関するさまざまな属性を収集していけば、お

のずとそれが誰であるかわかってしまうこともあるだろう。近年の情報技術の発達による大規模かつ迅速な情報収集と情報処理を基礎としたデータマイニングを実行すれば、このような個人の探索はより容易である。

したがって、匿名性は無名であるだけでなく、氏名以外の知識によってもある主体が誰であるか知られない状態にほかならない。ある主体が誰であるか知られないことによって、誰もその主体に到達することができないのである。

匿名性や仮名性の非到達可能性に意義がある社会的状況・場面がある一方で、とくに、インターネットコミュニケーションにおいて、匿名性や仮名性によってその正体を隠して、他者に危害を加える違法行為や他者に迷惑をかける行為を行う危険性が指摘されている。すでに見たように、法学者の「匿名性」否定論も、匿名性や仮名性がもたらすモラルハザードを指摘していた。谷口らが言及する心理学的研究によれば、電子掲示板における振る舞いと、「匿名度」（自分がどの程度匿名であるかという書き手の認識）、「特定度」（読み手の人物像をどの程度特定しているかという書き手の認識）との関係を調査し、匿名度が高く匿名度が低い場合、誹謗中傷や嘘を言いやすくなる傾向があるとされる<sup>22)</sup>。

そこで、追跡可能性 (traceability) という考え方が導入されることが多い。法学者の Post によれば、追跡可能性とは、「送信者のアイデンティティに関する追加的知識がどれだけ得やすいかを測定する…変数」である。彼は、この概念は匿名性と同様に、コストや技術水準などに応じて高度に文脈依存的であるとしている<sup>23)</sup>。

とくに、追跡可能性は不正者を追跡することがどれだけ可能かという観点から問題にされることが多い。法学者である Lessig や小倉は、通常は匿名性が保たれていながら、違法行為が生じた場合には追跡可能性が得られるシステムが必要であると指摘し

ている<sup>24)</sup>。国内に限ってみても、技術者たちは匿名性の高いインターネットコミュニケーションにおいて、ある一定の条件を満たした場合には追跡可能性が高まる通信方式を複数提案している<sup>25)</sup>。

Nissenbaum の指摘する非到達可能性は、Pfitzmann らが導入した用語を使えば、匿名性にとまなう非連結可能性と非観察可能性によって達成される。ある行為や行為の痕跡 (メッセージなど) が観察されてもその行為者が誰だかわからないという状況においては、行為や行為の痕跡の非連結可能性と行為者の非観察可能性があると考えられる。他方、追跡可能性は、仮名と対象 (人間やコンピュータなど) との間の連結可能性である。匿名性や仮名性において、その匿名の程度によって提供される非到達可能性は、違法行為や他者に迷惑を書ける行為にとまなう場合には、何らかの解決を要求する事態として認識される。この非到達可能性を打ち消し、法的責任や慣習・道徳上の説明責任などを追及するメカニズムとして、追跡可能性は要請される。

われわれは、匿名性が与える非到達可能性によって社会的・個人的な利益を受けることができる一方で、ひとたび匿名性が不正に使われて不正者の追跡可能性が低ければ、責任追及や被害の回復・救済が困難であることを恐れるのである。

#### 4. 匿名性はどのような場面で必要とされるか

匿名性に関しては、とくに政治的・社会的圧力が強い国々や状況においては表現・言論の自由を実質的に保障する条件であると擁護する見解はきわめて説得力がある。

匿名 P2P ファイル共有 (anonymous P2P file sharing) の嚆矢である Freenet は、本来圧制的な政府や社会に対抗して著者や出版者たちが匿名性によって守られて安全にコンテンツを流通させることを目的に開発された<sup>26)</sup>。また、検閲を迂回し、出版社たちに高い匿名性を与えると標榜するインター

ネット上のあるパブリッシングシステムは、*Federalist Papers* の仮名の著者 Publius の名前を冠している<sup>27)</sup>。

政治的・社会的圧力が強い国々ではなくても、近代民主制社会における為政者や代議員選出に使用される投票制においては、投票に対する責任が追及されることのないよう無記名が原則である。投票箱は明らかに公共空間であるものの、そこではメッセージ（投票）の発信者はメッセージとの連結可能性を切断することで、匿名にとどまることを許容されるし、民主制実現のために推奨される。

次に、すでに Nissenbaum の指摘で見たように、社会的に負の徴を帯びた諸問題について助力を求めするために他人に秘密を打ち明けようというときには、匿名性が必要とされる。近年では、組織の不正を内部者が告発するホイッスルブローイングとの関係から、匿名性が擁護される<sup>28)</sup>。

疫学調査や社会調査において、回答者を匿名にするのは、回答者が正直に答えることで「誰かが戸口に立って」<sup>29)</sup>不利益を被るのではないかと心配することなく、正確に自分自身が考えている通り、また知っている通りに安心して回答できるためである。

疫学調査においては、通常被調査者に対して彼/彼女を連想させることがない符号や数列を与えて、匿名化する。被調査者の個人情報を残しおき、必要に応じて一意の符号や数列で表される仮名と結びつけることができる場合、連結可能匿名性 (linkable anonymity) といい、もとの被調査者の個人情報を捨ててしまったり、その連結可能性を切断してしまう場合には、連結不可能匿名性 (unlinkable anonymity) があるという<sup>30)</sup>。Pfizmann らの定義の枠組みで言えば、連結可能匿名性は仮名性に当たる。

不妊治療における精子提供においても、提供者が誰であるかわからないように匿名性が取られている。確かに精子提供者が親としての義務を負わされたり、好奇の目にさらされたりして不利益を被るこ

とがないと保証できないと、精子提供者が現れないかもしれない。しかしながら、連結不可能匿名性を採用した場合には、精子提供による不妊治療で生まれた子が、自分自身が遺伝病の危険性がないのか、結婚相手が近親婚になる可能性がないのか、確認する手段がなくなってしまう。そのため、不妊治療で生まれた子本人から正当な手続きを踏んで照会があれば、遺伝病の有無や近親婚の可能性などを確認できる程度に匿名性を弱める必要があると、加藤は指摘する<sup>31)</sup>。

東は、インターネットコミュニケーションにおける匿名性を表現の匿名性と存在の匿名性に分類する。表現の匿名性とは、発言を行うことに関わる匿名性であって、これは擁護されるべきであるとされる。一方で、存在の匿名性とは、そこに存在することに関する匿名性であって、発言を行わない利用者に対する監視や情報収集を行わないことを意味する<sup>32)</sup>。しかしながら、認知限界のある人間がインターネット上のサービスが提供する利便性を十全に活用しようとするならば、存在の匿名性を維持することは難しいかもしれないと東はいう。なぜならば、今後インターネット上の情報が膨大になれば、人々の判断を肩代わりする情報システムに個人情報や商品・サービスの検索を行ってもらいやすくなるからである<sup>33)</sup>。

便利さと引き換えに個人情報を情報システムに渡すかどうかは、個人の匿名性やプライバシーに関する価値付け次第である。とはいえ、Amazon などのリコメンデーションシステムや多くの Web サーバで使用される Cookie について、以前ほど盛んに議論がされなくなっていることを考えると（とくに、日本では）、存在の匿名性に対する関心は低下しているのかもしれない<sup>34)</sup>。

表現の匿名性に関しては、表現・言論の自由という観点から擁護されるかもしれない。一方、存在の

匿名性が提供する非到達可能性は、街頭での監視を避けることと同じである。この問題は、伝統的なプライバシー概念では理解が難しい「公共空間におけるプライバシー」という問題を提起する。

## 5. 公共空間におけるプライバシー

伝統的にプライバシーとは、公共空間と峻別される私的空間の保護であるとみなされてきた。とくに、政府や法執行機関、世論（マスコミ）などによる個人の私的空間に対する干渉について、プライバシー権が主張されてきた。歴史的に重要な Warren と Brandies のプライバシーに関する論文も、この観点を採用している<sup>35)</sup>。

個人の私的空間として、家などの物理的場所をめぐる議論が行われてきた。プライバシーに関する米国憲法上の基礎であるとされる憲法修正4条の解釈をめぐる論争も、法執行機関による捜査活動における私的空間への干渉の制限をめぐるのものであった<sup>36)</sup>。

それに対して、個人の内奥や、思想形成の場という非物理的な空間を想定して、この論理的な私的空間の不可侵からプライバシーを擁護する議論も有力である。哲学・倫理学においては、政府や社会による干渉や強制から中核的自己（core self）を守ることをプライバシーの価値とする議論がある。また、政府や社会によって許容されない、または許容されにくい思想形成のためには私的空間が必要であって、民主制社会の基礎である表現・言論の自由を擁護するには、プライバシーの価値を高く評価すべきであるという議論もある<sup>37)</sup>。

個人ではなくある集団や共同体内部の関係性を論理的な私的空間と見なすプライバシー擁護論もある。たとえば、社会学や社会学的分析を基礎におく哲学においては、家族や友人と過ごす親密性（intimacy）や純粋な関係（pure relation）<sup>38)</sup>が覆う自己表出の空間である私的空間の保護という点で、プ

ライバシーに重要な意義を見出している<sup>39)</sup>。

確かに、プライバシーや安全と空間意識は強く結びついていることが明らかにされている。仲手川によれば、上位の政治権力が介入できないという意味での自由は、ヨーロッパ中世においては、貴族や教会、都市、同業者組合、村落、家などの団体がもっている空間について、政治権力が立ち入れないとい形で実現されていた。中世には多数の権利空間が重なり合う形で並立していたとされる。同様に、日本においても政治権力の介入できない空間（アジュール）が存在したとされている<sup>40)</sup>。政治的権力や他人の介入できない私的空間というわれわれの意識は、古い時代に起源をもつものと思われる。

また、空間意識と、内面・内奥の自己という観念も密接に関連している。トゥアンによれば、プライバシー意識は、17世紀に始まる生活習慣の変化によって、集団生活から個室における黙考や黙読による読書経験から育った個人主義的生活が成立したことによって生じたとされる<sup>41)</sup>。

しかしながら、このようにプライバシーを私的空間に関連させて基礎付ける議論は、歴史的に見てきわめて意義があるし、われわれの直観から見ても明らかに自然ではあるものの、公共の場におけるプライバシーである匿名性をうまく説明できない難点がある。

Westin は、匿名性とは公共空間におけるプライバシーであるとする。われわれが匿名であるとは、公共的な場面において自分が誰であるか問われたり、監視されたりしないという意味なのである<sup>42)</sup>。Westin の議論は、インターネット上の匿名性を考慮しないものであるが、公共機関や企業が収集した統計データ中でわれわれが匿名でありたいと期待する事実や、誰もが参加できるという意味で公共空間であるインターネット上で匿名でありたいと希望する現状にも合致するものである。

たとえば、街頭における監視カメラによる監視お

よび撮影データ記録や、公共機関や企業などの組織による個人情報収集などは、私的空間においてデータ収集を行っているわけではない。しかし、私たちは公共の場においても注目を浴びたり、監視されたりすることは、プライバシー侵害であると考えているし、都会の雑踏においては誰であるか知られないまま、すなわち匿名の存在にとどまることを期待している。また、公共機関や企業などの組織によって収集された個人情報に関して、無制限の収集を行ったり、同意しない使用目的に使用したり、さらには無記名の属性情報を組み合わせて特定の個人を特定したりすることには、プライバシーが侵害されるという意識をもつ。

そこで、プライバシーとは、私的空間にかかわる価値ではなく、情報の文脈的統一性や個人と規範、社会とのかかわりに関する価値であると見なす立場が生まれてきた。

相互行為論の観点を取る社会学者の片桐は、プライバシーの相互行為モデルを提起し、公共空間と私的空間のアプリオリな区別を批判する。片桐は、公共空間と私的空間の区別は役割行為におけるルールに依存していると見なす。個人は社会によって与えられた役割や規範によって、自分の領域が何であるか認識している。自分のものだと意識する場所、個人情報、所持物が、われわれにとってそう意識されるのは、役割や規範による。このモデルは、規範と役割が時代・社会状況によって変化するという点から、プライバシーの歴史的相対性をうまく説明できる利点も持つ<sup>43)</sup>。

法哲学・倫理学の立場からプライバシーを研究する Nissenbaum は、文脈的統合性 (contextual integrity) の観点から、公共空間におけるプライバシーを擁護する。プライバシーに関する規範は私的空間に属する情報、すなわち個人情報だけに関わると一般には考えられている。しかし、そうではなくて、私がどうあるかに関するすべての情報に関係す

ると、Nissenbaum は主張する。彼女の議論を追ってこう。

「情報流の規範 (*norm of information flow*) に統御されない生活領域は存在せず、[プライバシーに関係ないので]「どうでもよい」とされる情報や生活圏も存在しない」<sup>44)</sup>。人間の生にかかわるほぼどんな出来事でも場所に制約されるだけではなく、政治や慣習、文化的期待に制約されている。プライバシーの規範も、限定された詳細な文脈や領域、ステレオタイプな状況に根を下ろしている。さまざまな規範が生活領域を統御しているが、ある人々がまさに置かれた文脈に即した規範が、その人々に関する情報を統御する。情報の流れを統御する規範は、情報の適切さの規範 (*norm of appropriateness*) と配分の規範 (*norm of distribution*) である<sup>45)</sup>。

情報の適切さの規範は、その文脈においてどんな情報の共有が適切かを定める規範である。医院では病気や身体の状態に関する詳細な情報を医者と共有することがふさわしいし、友人との気兼ねないつきあいではお互いの夢や悩みを打ち明けあうのがふさわしい。また、銀行や信販会社には財政状況を伝える必要があるし、職場では仕事に関する目標や能率を議論する。しかし、この文脈を外れた情報を共有したり、やりとりしたりすることは、適切さの規範上望ましくない<sup>46)</sup>。

一方、配分の規範は、情報がどのように流れるかを定める。Nissenbaum によると、この配分の規範のアイデアは、Walzer の多元的正義論 (*pluralistic theory of justice*) に由来する。Walzer は善なるものの配分は文脈に依存すると考えた。情報の配分を考えると、医院で病気や身体の状態に関する詳細な情報を与えるのは患者であり、それを受け取るのは医師である。銀行窓口で、家計の財政状況を申告するのは、住宅ローンを借りに来たお客であって、応対する銀行員ではない。友人同士の間の打ち明け話は自由意志のもとに行われ、銀行窓口での財政状況

の申告は手続き上の義務による<sup>47)</sup>。

したがって、Nissenbaumによれば、プライバシーの侵害は、文脈的統合性から見て、情報の適切さと配分の規範を破る際に生じる。文脈的統合性によるプライバシー理論によれば、個人情報は何であるかは文脈に依存して決まり、情報の規範の射程も状況内部に限られるので、相対的、すなわち非普遍的である<sup>48)</sup>。

Moorは、「コントロール／制限アクセス理論 (control/restricted-access theory)」によってプライバシー理論を整理する。従来、自己に関わる情報のコントロールという意味でのプライバシーの「コントロール理論 (control theory)」と、私的領域・私的空間へのアクセスを制限するという意味での「制限アクセス理論 (restricted-access theory)」が、プライバシーの理論としては並立していた。コントロール理論には、情報の公開・拒絶というプライバシーの重要な側面を説明できる利点があり、「情報コントロール権」としてのプライバシーに合致する。制限アクセス理論にはプライバシーの領域・空間があるという直観に適合する利点があって、私的空間と公共空間を区別する伝統的プライバシー理論と合致する。また、「放っておいてもらう権利」としてのプライバシーを記述できる。しかしながら、いずれの理論も、プライバシーの重要な側面が見逃されるという懸念がある。そこで、彼は、適切なときに、適切な人のみが妥当な情報にアクセスできるようにすることがプライバシーであると定義する「コントロール／制限アクセス理論」を提唱した<sup>49)</sup>。この理論は、Nissenbaumの情報流の規範にきわめて近い。

しかしながら、情報流の規範は、彼女自身も認めるように、あまりにも状況依存的であって規範として機能するかどうかははっきりしない点が、最大の弱点である。

新しい技術によって社会的文脈が変化したとき、

われわれがこの社会的文脈に関連するプライバシーがどうあるべきか異なる理解を抱くことは当然である。現にCookieや電子商取引におけるパーソナライゼーション技術など、新しい監視技術や情報収集手段をめぐって社会的論争が生じてきた。情報流の規範は適切さも配分も何が正しいのかわからない新しい状況においては、この異なる理解を調停する規範として機能しないだろう。片桐のプライバシー理論も同様であって、状況依存的なプライバシー理論は歴史的变化を説明できるものの、規範としては有効性が低い。

## 6. 個人の自律とプライバシー

私は、Johnsonの考察を手がかりに、プライバシーと自律 (autonomy) との関係を再考することによって、規範性を有すると同時に、現実のプライバシーや匿名性のあり方をうまく説明できる理論をつくりあげることができると考える。

ShoemanやInnesは、われわれの信念は所属する集団や社会によって押し付けられたものであって、自分自身で選び取ったものではないから、いかなる社会的・文化的影響も退けて自己自身で決定するという意味での自律は存在しないと議論する。それゆえ、彼らは、社会的影響を受けない自律に基づく個人主義的なプライバシー概念も否定する<sup>50)</sup>。

確かに、人格／自己は、過去から未来永劫にかけて固定された存在ではない。学習や経験によって成長し変化するものである。人格／自己は同一でありながら、成長し変化することをどう理解するかは、哲学上の重要な問題であり続けているものの、人格／自己が成長し変化する事実は事実として認められる。まったく社会的・文化的影響を受けないで、選択だけを自律的に行う人格／自己という存在は確実に認められない。

また、人格／自己がこの私の孤立した脳や脳を基盤とした意識であると考えられるよりも、社会的な関係

の中で、われわれの行動が発現すると考えるほうが合理的であることも確かである。ヒトが社会や文化的環境の中に適応する中で、人格／自己が発現すると考えるべきである。

しかしながら、自己が社会的・文化的影響を受けることをもって、個人の自律が存在しないと考えることは、われわれの直観や通念に著しく反する。人格概念は、法律的・道徳的な帰責の問題と結び付けて考察されることが多い<sup>51)</sup>が、まったく個人（人格）に自律が存在しないならば、ある行為に対して責任を問うこと自体が不合理である。自然に生じた現象に対して罪過を問うことは、中世の動物裁判のような風景を現出させるだろう。刑事裁判において被告を裁くに当たっては、被告の成育した社会的環境が考慮されることはあっても、彼の周囲の人々までも裁こうとすることはありえない。個人の自律は、少なくとも帰責の場面では十分に生きている。

ミルグラムの権威への服従傾向を指摘する著名な心理学実験を引き、Shoeman は、個人が同調圧力に対してきわめて弱いとして、自律的に行動する機会が少ないと論じる。したがって、権威や多数者への同調に弱い個人を守るため、何らかのアソシエーション（家族や友人なども含む）によって個人を守るべきだと、Shoeman は主張する<sup>52)</sup>。また、前出の仲手川によれば、中世は貴族や寺社、村落、家などの中間権力がより上位の政治権力と拮抗することによって、自由の領域が保護されたとされる。中間権力が衰えた結果、近世初期には王権が拡大し、専制へと向かうことになった<sup>53)</sup>。アトミズム的な個人の権利にプライバシーを限定するならば、プライバシーや自由が大きな制約を受けるという議論には一定の説得力がある。宗教的信条や政治的信念について、特定の文脈以外では不問に付すという寛容の精神は、コミュニケーションを促進するし、特定の文化を担う小集団の中で徳の実現への志向が育てられることもあるだろう<sup>54)</sup>。Shoeman による社会的プ

ライバシーに関する考察は、その点で重要である。

しかし、ミルグラムの実験は専門家や政府の権威、多数者に人々が同調しやすい傾向を指摘したことは確かであるものの、そこから自律は幻想であるという帰結を導くことには無理がある。また、近代的自由は、アソシエーションによって保護された領域内での自由として育ってきたわけではないので、人工的につくられたアソシエーションはむしろ近代的自由と齟齬を来す可能性があるうえ、より上位の政治権力と拮抗する中間権力としてうまく作用するかどうかは明らかではない。この議論を推し進めていけば、個人の自律性の領域を極端に狭めてしまい、自由を損なう可能性がある。

また、個人の判断に文化的・社会的影響があることをもって、自律が損なわれていると言えるだろうか。そもそも人間が自分自身の判断で行為を選択し、生き方を決めるうえでは、教育や環境からの学習によって、さまざまな知識を身に付け、判断力を養う必要がある。言い換えるならば、むしろ自律のためにこそ文化的・社会的影響が必要であり、文化的・社会的影響の中で自律が育つ。文化的・社会的影響があるから自律や個性がないと考える立場には、人間は社会の中で自律的存在として成長するという観点が欠けている。社会の中で成長する個性や自律ではなく、自分自身の中にこそ個性が眠っており、この個性は社会的・文化的影響によって歪められるという自己／人格観には、われわれの生に対する重要な洞察が決定的な点で欠けていると思われる<sup>55)</sup>。

監視とプライバシーの関係を考察することで、さらに自律と社会的・文化的影響との関係をより深く理解できる。Johnson は、プライバシーは自律（autonomy）の本質的側面であって、内在的価値であるとする。Rachels が主張するように、プライバシーは単に人々と多様な関係をもつために必要とされる道具的価値ではなく<sup>56)</sup>、個人と個人、個人と

組織とどのような関係をもつか、その関係の性質をコントロールする自律の重要な側面であって、個人が他人がもつ情報をコントロールできない場合には、その人の自律が著しく損なわれる。つまり、プライバシーが失われれば自由や自律が失われるとJohnsonは主張する。彼女によれば、自律こそが民主制社会の基礎であるから、プライバシーは社会的善として擁護されることになる<sup>57)</sup>。

Johnsonが言うように、人間は監視されていると思えば、自分の望まぬ方向に行動を変えることを余儀なくされる。自分が成育した社会的・文化的環境からの影響を受けていたとしても、私たちは自分の望んだこととして行為を選択できるが、監視されている状態では、われわれは自分が望んだ行為を選択しなかったり、あるいはその選択を実行に移すことを躊躇するだろう。前者のような社会的・文化的影響の下にあることは自律が損なわれているとは言わないが、後者のような監視の下にある場合には、われわれの自律は明らかに損なわれている。

こうした監視を避け、自律的に行為を行うために、より監視やデータ収集が容易であるインターネットコミュニケーションにおいては、匿名性が必要なのだという議論は、十分に説得的である。インターネットコミュニケーションにおける監視は、利用者同士の間では困難であったとしても、システム運用管理者や資金力と技術を有する攻撃者には容易である。インターネットコミュニケーションにおいては、コンピュータによって大規模高速処理ができるデータの収集が容易である。電子商取引においては、膨大な消費者の閲覧データや取引データがサーバに残される。監視やデータ収集によって、情報を悪用されるのではないかという懸念はひどく不合理ではない。ここでは非到達可能性が破られているから、われわれは自分の行為を自分の思うがままに決定してよいのかどうかためらいが生じるだろう。この懸念によって、個人の行動が変わりうるならば、

個人の自律という観点から見て、匿名性は存在する余地があるだろう。

社会的に負の徴を帯びた問題を打ち明けて助力を求めたり、機微な政治的問題や社会的問題について奇異の目で見られたり、社会的な不利益を被ることなく率直に議論を行ったりするためにも、匿名性が必要である。東のいう表現の匿名性もこの文脈で正当化可能であろう。他方、存在の匿名性と利便性のジレンマや、匿名性に由来するモラルハザードに関する批判もある。これらの問題に関しては、功利主義的観点から、便益とその費用・リスクを計算することで解決が図られると思われる。

ただし、表現・言論の自由の観点から見て、匿名性と憎悪表現や名誉毀損などに当たる表現・言論との関係に関しては、特別の考察が必要である。ある発言や表現が、法的制裁や社会的制裁の対象となることをもって、ある人がその発言や表現をためらったり、それを差し止める場合には、自律が損なわれているといえるだろうか。私は言えないと考える。なぜならば、憎悪表現や名誉を毀損する表現・言論などは、少なくとも他者の憲法上の権利の侵害に当たる可能性があるので、匿名性を擁護すべき状況にないからである。単なる迷惑という理由で個人の言動に制約を設けることは正当化が困難であるものの、少なくとも他者の権利を侵害する自由は認められない。

オースティンに始まる言語行為論の観点から見ると、われわれが具体的な状況で発話する場合、その発話によって、もしくはその発話を行うことがすなわち行為であることが普通である。そうすると、発話を行うことによって、もしくは発話を行うことがすなわち他者の自尊心・名誉・権利を侵害する行為でありえる<sup>59)</sup>。言葉の文字面がどうなっているかではなく、他者の憲法上の権利などを侵さない言語行為であるか否かが、その表現や言論が自制されたり、もしくは法的・社会的に抑制されたりす

るべきかを分ける点になると考える。

それでは、公共空間において自己に関する誤った情報を流通・保存されることは、どうか？上記のプライバシーの「コントロール理論」に対しては、自己情報の完全なコントロールは不可能なのだから、実用的には無意味だという批判がある<sup>60)</sup>。しかしながら、個人情報のコントロールには重要な意義があって、個人は情報のコントロール権を手元に置くべきだと考える。

誤った情報の流通・保存は、生活や職業、行動の選択肢を著しく狭めることに問題がある。誤った個人情報を流通・保存されるだけでなく、個人情報が誤っているかどうか訂正の機会がないとしたら、カフカ的な悪夢がわれわれを待っているかもしれない。現在の私の財政状況や過去の私の返済履歴に関してデータが誤っていたために住宅ローンを拒絶されたとしよう。そのうえその誤りがあったという事実を確認することもできず、理由を述べずに拒絶されたとする。当然のことながら訂正の機会もない。この誤った情報が、複数の企業で共有されることも考えられる。この結果、自分自身の財政的信用を証明できないままに生活や職業の選択肢は著しく狭められるだろう。

もちろん現在は個人情報保護法制の整備によって、このような事態の発生を防ぐ対応がなされているものの、公共空間における誤った情報の流通・保存には、選択肢を狭める点で大きな問題がある。

ところで、自由との関係では、匿名性は「自己への自由」<sup>61)</sup>の実現手段であるという見方もできる。自己への自由とは、自分自身が誰か別のものになりうるという可能性を認識し、実際に変化することを意味する。自己への自由を認める立場に立つならば、時間的に変わることがない自己同一性が自己の本質ではないことになる。匿名性や仮名性によって自分自身のアイデンティティを隠してコミュニケーションに参加することで、社会的に負わされた自己

と他者の先入見を脱して、「自己への自由」を認識し、自分自身が成長し変わっていく契機になりうることも期待できる。

自己への自由は、匿名性によってもう一つのアイデンティティを持つことができるという議論と重なる。すでに90年代、心理学者のTurkleは、オンラインゲームやパソコン通信の電子掲示板（BBS）利用者に対するインタビュー調査などを通じて、匿名性の自己意識への影響を考察している。オンラインで仮名を用いて本人が誰であるか知られない匿名状態を実現することによって、個人は、別の人格を生きていくことができると、彼女は示唆する<sup>62)</sup>。本稿は、個性や人格は変化し成長すると主張するが、匿名性は人格が変化し成長するための契機ともなりうる。

## 7. まとめと展望

本稿では、次の4点を解明できた。

- 1) インターネットコミュニケーションにおいて、発信者の匿名性を成立させる重要な要素は、発信者とメッセージ、そして／あるいは発信者と仮名の非連結可能性、および発信者やメッセージの非観察可能性である。
- 2) 私たちが匿名性によって直接実現しようとするのは、非到達可能性による安全保障である。逆に、匿名性が高いために、追跡不可能になることは、法律的・道徳的帰責などの点で大きな問題がある。
- 3) 匿名性は公共空間におけるプライバシーであって、プライバシーを重要なアспектとする自律という内在的価値によって、正当化が可能である。ここでの手がかりは、Johnsonによるプライバシーによって自律が実現されるという議論であった。
- 4) 個人の判断に対する社会的・文化的影響の点から自律を否定する議論は強いものの、これらの議論はわれわれの生の重要な側面を見逃している。

社会的・文化的影響があつてはじめてわれわれは自律を確立できるし、自律がなければ帰責などの手続きが無効になる。

- 5) 匿名性一般を論じるのではなく、特定の文脈における匿名性の利害得失を計算し、その制約を設けることは政策上の問題である。平時には匿名性を認め、犯罪捜査などの必要が生じた場合には、一定の条件のもとで追跡可能性が得られるように、匿名化技術の設計を行うという工学者の提案は、検討に値する。

しかしながら、匿名性に関連する未解決の諸問題が残る。

- 1) 匿名 P2P ファイル共有 (anonymous P2P file sharing) をはじめとする匿名化技術によって、高い匿名性が提供されている。非連結可能性や非観察可能性の観点から見て、これらの匿名性はどのように実現されているか。一定の条件のもとで追跡可能性が得られる匿名化技術も含めて、匿名化技術が実現する匿名性は望ましいのか。また、工学者の多くは匿名性の制限に合議制を取り入れるが、これは有効であるか、逆に過剰に匿名性を制約する懸念はないか。
- 2) 匿名のインターネットコミュニケーションや匿名のインターネットコミュニティにおいて、信頼は形成されるのか。匿名的コミュニケーションや匿名的な商取引においては評判や信用を基盤とする信頼システムの構築は困難ではないか<sup>63)</sup>。
- 3) 19世紀以降に発達したマスメディアの匿名的言論が、個人の自分自身の生へのコミットメントを弱めている。普通人が匿名的な言論によって自分の生とはかわりがない物事について果てしなく議論できるインターネットコミュニケーションは、このコミットメントなき生をより悪化させ

る。これは、Kierkegaard の新聞批判を受けて、Dreyfus が提起した問題である<sup>64)</sup>。

これらの課題への回答を通じて、さらにインターネットにおける匿名性や、匿名性とプライバシー、自律の問題について考察を進めていこうと考える。

## 注

- 1) 匿名性に関するビブリオグラフィとして、Anonymity Bibliography (<http://freehaven.net/anonbib/date.html>) が有益である。同ウェブを見ると、匿名性技術に関する研究がきわめて盛んなことがわかる。
- 2) 国内の法学分野における匿名言論をめぐるサーベイに関しては、千代原亮一「インターネットにおける匿名言論の保護」『大阪成蹊大学研究紀要』第3巻第1号(2005年) pp.213-223を参照。
- 3) 同論文
- 4) 同論文。
- 5) しかし、名誉毀損や業務妨害などによる損害賠償を求める民事訴訟に関しては、2ちゃんねるの管理者が出廷しないなどの問題から、十分な補償がなされていないとも指摘されている。
- 6) 吉田純『インターネット空間の社会学 情報ネットワーク社会と公共圏』世界思想社、2000年、pp.47-48など。
- 7) 谷口展郎・千田浩司・塩野入理・金井敦「分散アイデンティティエスクローにおける匿名性/仮名性/本人性の管理に関する考察」『電子通信学会技術報告 SITE2005-53』(2006-2) pp.7-12.
- 8) Andreas Pfitzmann and Marit Hansen, "Anonymity, Unlinkability, Unobservability, Pseudonymity, and Identity Management-A Consolidated Proposals for Terminology" ([http://dud.inf.tu-dresden.de/literatur/Anon\\_Terminology\\_v0.28.pdf](http://dud.inf.tu-dresden.de/literatur/Anon_Terminology_v0.28.pdf)) p.7, および David G. Post, "Pooling Intellectual Capital: Thoughts on Anonymity, Pseudonymity, and Limited Liability in Cyberspace," published in University of Chicago Legal forum, 139, 1995 (<http://www.cli.org/DPost/paper8.htm>). Pfitzmann らの論文のコアとなる匿名性とその

- 関連用語の定義に関しては、すでに次の文献に現れている。Andreas Pfizmann and marit Koehntopp, “Anonymity, Unobservability, and Pseudonymity-A proposal for Terminology,” Hannes Federrath(ed), *Designing Privacy Enhancing Technologies: Design Issues in Anonymity and Unobservability*, Springer Verlag, 2001, pp.1-9.
- 9) A. Michael Froomkin, “Anonymity and Its Enmities,” *Journal of Online law*, 4, 1995.([http://www.wm.edu/law/publications/jol/95\\_96/froomkin.html](http://www.wm.edu/law/publications/jol/95_96/froomkin.html))
  - 10) K. Cameron, “The Laws of Identity” (<http://www.identityblog.com/stories/2004/12/09/thelaws.html>)
  - 11) Helen Nissenbaum, “The Meaning of Anonymity in an Information Age,” *The Information Society*, Vol. 15, pp.141-144, 1999. 本稿においては Web 版を参照した([http://www.nyu.edu/projects/nissenbaum/paper\\_anonimity.html](http://www.nyu.edu/projects/nissenbaum/paper_anonimity.html))。
  - 12) Gary T. Marx, “Identity and Anonymity: Some Conceptual Distinctions and Issues for Research,” in J. Caplan and T. Torpey, *Documenting Individual Identity*, Princeton University Press, 2001.( <http://web.mit.edu/gtmarx/www/identity.html>)
  - 13) Froomkin, *op.cit.*
  - 14) Pfizmann *et al.*, *op. cit.*, pp.6-7.
  - 15) *Ibid.*, p.9.
  - 16) *Ibid.*, pp.10-11.
  - 17) *Ibid.*, pp.14-16.
  - 18) *Ibid.*, p.18.
  - 19) *Ibid.*, pp.19-20.
  - 20) Nissenbaum, *op.cit*
  - 21) *Ibid.*
  - 22) 谷口他、前掲論文。同論文は、坂下玄哲他、「ヴァーチャル・アイデンティティを生起させる要因の把握」『Mobile Society Review 未来心理』vol.004, pp. 58-70、2005に言及している。
  - 23) Post, *op.cit.*
  - 24) Larry Lessig, “the classic Declan: FLASH!Larry Lessig replies to politech over limiting anonymity.”(<http://lessig.org/blog/archives/001617.shtml>)、および小倉秀夫「絶対的な匿名性かトレーサビリティのある匿名か」(<http://blog.goo.ne.jp/hwj-ogura/e/02afd9895c00027210ae61ca29b9b9b0d1>)
  - 25) 谷口他、前掲論文、および千田浩司・小宮輝之・林徹「匿名性確保と不正者追跡の両立が可能な通信方式」『情報処理学会論文誌』Vol.45, No. 8 (Aug. 2004), pp.1873-1880, 繁富利恵・大塚玲・Keith-Martin・今井秀樹「部分的な linkability を付加した Refreshable Tokens」『情報処理学会研究報告 2004-CSEC-26』2004, pp.359-366など。匿名通信方式と匿名性の制限に関しては、稿を改めて議論する。
  - 26) The Free Network Project (<http://www.freenetproject.org>).
  - 27) Publius Censorship Resistant Publishing System (<http://www.cs.nyu.edu/~waldman/publius/>).
  - 28) 公益通報者保護法では、十分な条件を満たした公益通報（内部告発）を行った従業員や派遣社員の解雇や不利益取り扱いの無効を定めている（第3条および第4条、第5条）。公益通報者保護制度ウェブサイト (<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/>) を参照せよ。同サイトによれば、匿名の公益通報の場合、通常本人が特定されないため、この法律による保護の必要はないと見なされている。
  - 29) Nissenbaum, *op.cit.*
  - 30) たとえば、丸山英二（代表者）『疫学的手法を用いた研究等における生命倫理問題及び個人情報保護の在り方に関する調査研究(2000年度厚生科学特別研究事業)』(<http://www2.kobe-u.ac.jp/~emaryam/medical/work/work.htm>)などを参照。
  - 31) 加藤尚武「第1章第1節 個人には医療に対するどんな権利があるか」『先端技術と人間』日本放送出版協会、2001年、pp.15-29.
  - 32) 東浩紀「表現の匿名性と存在の匿名性」(『情報自由論』9)『中央公論』2003年4月号 (<http://www.hajou.org/infoliberalism/9.html>) を参照。
  - 33) 存在の匿名性の擁護困難性に関しては、「情報社会の倫理と設計についての学際的研究」第5回の議論を参照 (<http://ised.glocom.jp/ised/09020820>)。また、ised@glocom「存在の匿名性」(「存在の匿名性」)の「存在の匿名性は擁護できない？」における、高木と東の議論の紹介が的確で簡便である。

- 34) その点で、プライバシーが自明な万人の問題であると主張することには無理があると考える。90年代後半から2000年代初めにかけてCookieやリコメンデーションシステムに対する強い懸念が非専門家向けのパソコンやインターネット雑誌で示されたにもかかわらず、インターネットの個人普及率が70%を越えた現在では、あくまでも心ある専門家の議論にとどまっている(本稿も数少ない専門家に向けて書かれた論文と言うことになるだろう)。このような議論の「流行」を見るにつれ、プライバシーや匿名性はかなりの程度歴史的・社会的に相対的であることを示している。しかし、それでもプライバシーや匿名性は、われわれにとって重要な価値であって、検討すべき哲学的・倫理学的問題がまだまだ残っている。
- 35) Samuel Warren and Louis D. Brandeis, "The Right to Privacy," *Harvard Law Review*, Vol. 4, No.5 (1890), pp.193-220.
- 36) 名和小太郎『情報セキュリティ 理念と歴史』みすず書房、2005年、pp.144-152.
- 37) 水谷雅彦『情報の倫理学』丸善、2003年、p.66。また、同書でも言及されるJ.S. ミル『自由論』(たとえば、塩尻公明・木村健康訳、岩波書店、1971年)も参照。
- 38) 近代社会が親密性や純粋な関係を基礎にしていることの社会学的分析に関しては、A. Giddens, *Modernity and Self-Identity*, Polity Press, 1999や、A Giddens, *The Transformation of Intimacy*, Stanford University Press, 1992などを参照。
- 39) たとえば、F. D. Shoeman, *Privacy and Social Freedom*, Cambridge University Press, 1992や、J. C. Inness, *Privacy, Intimacy and Isolation*, Oxford University Press, 1992など。
- 40) 仲手川良雄『歴史の中の自由 ホメロスとホップズのあいだ』中央公論社、1986年、pp.120-121.
- 41) イーファー・トゥアン著 阿部一訳『個人空間の誕生 食卓・家屋・劇場・世界』せりか書房、1993年。
- 42) Alan F. Westin, *Privacy and Freedom*, Atheneum, 1967, pp.31-32.
- 43) 片桐雅隆『プライバシーの社会学 相互行為・自己  
・プライバシー』世界思想社、1996年、pp.71-78.
- 44) Helen Nissenbaum, "Privacy as Contextual Integrity," *Washington Law Review*, 2004, pp.101-139.本稿ではウェブ版 (<http://crypto.stanford.edu/portia/papers/RevnissenbaumDTP31.pdf>) を参照した。
- 45) *Ibid.* pp. 118-120.
- 46) *Ibid.* pp. 120-121.
- 47) *Ibid.* pp. 122-125.
- 48) *Ibid.* pp. 125.
- 49) Moor, James H., "Towards A Theory of Privacy for the Information Age," in Spinello, Ricahrd A. and Tavani, Herman T. eds., *Readings in Cyberethics*, Jones and Bartlett, pp.349-359). また、プライバシー理論のMoorによる整理に関しては、大谷卓史「電子ネットワークのプライバシー」(慶應義塾大学2003年度夏学期「情報と倫理I」(<http://www.venus.dti.ne.jp/~ootani/070903keio.htm>)) も参照せよ。
- 50) 前掲注39を参照。
- 51) 古典的な論考は、言うまでもなくジョン・ロックの『人間知性論』における人格の同一性の議論がある。John Locke, *An Essay concerning Human Understanding*, II.xxvii. 大槻春彦訳「人間知性論」大槻春彦編著『世界の名著27 ロック ヒューム』中央公論社、1968年、pp.124-125.
- 52) Shoeman, *op.cit.*, ch.2.
- 53) 仲手川前掲書、pp.121-123.
- 54) 水谷前掲書、p.58.
- 55) 土井隆義『「個性」を煽られる子どもたち 親密圏の変容を考える』岩波書店、2004年、pp.24-43.
- 56) Rachels, James, "Why is Privacy Important?" *Philosophy and Public Affairs* 4, Summer(1975)pp.323-333.
- 57) Deborah H. Johnson 著、水谷雅彦・江口聡監訳『コンピュータ倫理学』オーム社、2002年、pp.180-186.
- 58) オースティンに始まる言語行為論に関しては、J.L. オースティン著、坂本百大訳『言語と行為』大修館書店、1978年、およびジョン・R. サール著、土屋俊・坂本百大訳『言語行為 言語哲学への試論』勁草書房、1986年、ジョン・R. サール著、山田友幸訳『表現と意味 言語行為論研究』誠信書房、2006

- 年などを参照。
- 59) ポルノグラフィや憎悪表現と言語行為論との関連については、江口聡「ポルノグラフィ・憎悪表現と言語行為論」法社会学会、関西大学、2006年5月14日 (<http://melisande.cs.kyoto-wu.ac.jp/~eguchi/papers/housha-2006.pdf>) を参照。
- 60) Moor 前掲論文参照。
- 61) 「自己への自由」に関しては、斉藤純一『自由』岩波書店、2005年、pp.57-71を参照。
- 62) シェリー・タークル著、日暮雅通訳『接続された心 インターネット時代のアイデンティティ』早川書房、1998年。(Sherry Turke, *Life on the Screen: Identity in the Age of the Internet*, Simon & Schuster, 1995.)
- 63) たとえば、最近では、白田秀彰『インターネットの法と慣習 かなり奇妙な法学入門』ソフトバンククリエイティブ、2006年、pp.79-97で論じられている。
- 64) ヒューバート・L. ドレイファス、石原孝二訳『インターネットについて 哲学的考察』産業図書、2002年、第4章。(Hubert L. Dreyfus, *On the Internet*, Routledge, 2001, ch.4.)

#### Abstract

Users or consumers' anonymity in cyberspace is a controversial issue (mainly in engineering and law). In this article, I philosophically clarified and ethically justified the concepts of anonymity and pseudonymity in internet communication. Anonymity can be attained through unlinkability and unobservability, while pseudonymity is strengthened as a result of unlinkability between subjects and its pseudonyms in the communication. Users want anonymity and pseudonymity to ensure that harmful or offensive subjects cannot reach them. However, many legal and ethical privacy theories, which define "breach of privacy" as an intrusion into private space, are unable to explain or ethically justify anonymity—because anonymity can be regarded as privacy in public. Pseudonyms or anonymous actions are used to avoid attracting other people's attention in public. It is necessary to rely on the idea that privacy is an aspect of autonomy rather than on the "intrusion" privacy theory.